

## お知らせ掲示板

くらし

### あなたの声がまちを守る！ LINEで簡単【市民通報システム】

「道路の穴ぼこ」「公園の遊具の破損」など道路や河川、公園に関する異常を見つけた際は、市公式LINEからいつでも通報可能。

利用は市公式LINEアカウントを友だち追加し、「市民通報」をタップ、案内に沿って操作するだけ。

写真と位置情報をスマートフォンから送信し、24時間365日いつでも手軽に管轄の土木センターへ通報することができます。

あなたの連絡が安全なまちづくりの一歩になります。

【友だち追加】



【通報方法】



#### (市民通報の事例)



通報時 ⇒ 対応後  
(土木総務課 ☎328-2475)

### 【火災発生！】ごみの分別の徹底を

ごみ処理施設や収集車両での火災が発生しています。

原因となるガス缶・スプレー缶、ライター、電池類が取り外せない小型家電製品、モバイルバッテリーなどの電池類は、爆発や火災の危険性が高いため「燃やすごみ」や「埋立ごみ」等には入れないでください。

これらの品目は、「特定品目」の日に出していただこう、ごみの分別の徹底をお願いします。

(廃棄物計画課 ☎328-2359)



### 東部環境工場の 大型ごみ受け入れを停止します

破碎機定期点検整備のため、大型ごみの受け入れを停止します。

期 3月2日(月)～14日(土)  
期間中は燃やす前に破碎する必要がある大きなごみを東部環境工場で受け入れることができません。西部環境工場へ持ち込んでください。  
※通常のごみは受け入れ可。

詳しくは、廃棄物計画課(☎328-2359)または東部環境工場へ。  
(東部環境工場 ☎380-8211)

### くらしの中の人権 146

#### ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題

ハンセン病は明治6年に、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。感染力は極めて弱く、仮に感染しても、治療法が確立している現在では、早期発見と早期治療により治癒する病気です。

しかし我が国では、明治時代から施設入所を強制する隔離政策が採られ、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで続きました。

このような国の長年にわたるハンセン病患者に対する隔離政策により、病気に対する差別意識が社会に根付き、ハンセン病回復者だけでなく、その家族までもが人権上の制限や差別等を受けてきました。

ハンセン病回復者や家族の方々は、今もなお苦しみや悲しみを抱えています。私たちは、他人事としてではなく、ハンセン病について正しい知識を持ち、自分自身のこととして受け止めながら、すべての人の人権が尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

(人権政策課 ☎328-2333)

### 国際交流会館は閉館期間中です

電気設備改修工事に伴い、下記の期間は閉館しています。

期 1月27日(火)～3月6日(金) 場 國際交流会館

通常の休館日を除く、午前9時～午後5時15分の施設予約、外国人総合相談プラザ等への電話、メールでの問い合わせは可能です。

詳しくは、国際交流会館(☎359-2121)へ。

【閉館のお知らせ】



(国際課 ☎328-2070)

### 令和7年度市電に関する アンケート調査

期 2月13日(金)まで 内 市電のサービス向上および利用促進の参考とするためのWebアンケート調査

右記QRコードから協力をお願いします。

(交通局総務課 ☎361-5211)



### 井戸水などを使用し下水道へ接続している方へ

生活排水を下水道へ流す場合、上水道・井戸水とともに下水道使用料が発生します。

届け出が遅れると使用開始時期までさかのぼっての支払いが必要です(最大5年分)。井戸水などを下水道へ流す場合は速やかに届け出をお願いします。

井戸水などを使用する家庭の下水道使用料は、主に人数・用途を基に算定しています。人数・用途が変更になった場合は必ず届け出ください。

(上下水道局お客様センター ☎381-1118)

(料金課 ☎381-0446)

### 浄化槽の報告書等の提出について

浄化槽を使用する方で以下の表に該当する場合は、浄化対策課まで報告書または届出書の提出をお願いします。様式等については、市ホームページへ。



報告書提出が必要な場合	提出書類名
浄化槽の管理者が変更になった場合	浄化槽管理者変更報告書
浄化槽の使用を休止※または、廃止した場合	浄化槽使用休止(廃止)届出書
浄化槽の使用を開始または、使用を再開した場合	浄化槽使用開始(再開)報告書

※1年以上をめどとし、浄化槽を使用していない場合が休止となります。

(浄化対策課 ☎328-2366)

### 家畜・家きんを飼養されている方へ 法に基づく「定期報告」が必要です

家畜伝染病予防法により、対象となる家畜・家きんを1頭(羽)以上飼養している方は、毎年2月1日時点の飼養状況を県知事に報告する義務があります。

#### 【対象の家畜・家きん】

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、やぎ、豚(ミニブタ含む)、いのしし、鶏(烏骨鶏、ちゃんぽ等含む)、あひる(あいかも)、うずら、きじ、だちょう、エミュー、ほろほろ鳥、七面鳥 ※犬、猫、ウサギ、ハムスター、モルモット、インコ等は対象外。

・昨年報告した方には、報告様式を郵送しています。必要事項を記入の上、2月13日(金)までに提出をお願いします。

・新たに飼養を始めた方は、熊本県中央家畜保健衛生所(☎0964-28-6021)へ連絡ください。

(農業支援課 ☎328-2384)

### わんにゃん相談コーナー (犬猫の健康・病気)

無料

期 2月24日(火)午後1時～3時 場 市動物愛護センター 内 犬・猫の健康・病気について 師 開業獣医師 対 犬・猫の飼い主(ペット同伴不可) 定 10組(応募多数の場合は抽選) 申 2月13日まで(必着)にはがきに住所、氏名、年齢、電話番号、相談内容を書いて〒861-8045東区小山2丁目11-1市動物愛護センターへ (市動物愛護センター ☎380-2153)

### 熊本市消防団員を募集しています

消防団は、郷土愛護の精神のもと、「自分たちの街は自分たちで守る！」を理念に、地域防災活動を行っており、災害活動等を通して地域住民の方からの信頼、期待も大きなものとなっています。

対 本市に住むか通勤・通学する18歳以上の健康な方 ※性別は問いません。

興味のある方は、QRコードまたは電話で消防局警防課消防団班へ。

また、熊本市消防団 ホームページやYouTubeチャンネルを開設していますので、ぜひご覧ください。  
(消防局警防課消防団班 ☎372-2770)

### 結婚を応援する

#### 「まりっくまパスポート」の案内

熊本県では、新婚夫婦や今後結婚予定のカップルを対象に「まりっくまパスポート」を交付しています。このパスポートを「結婚応援の店」に提示するとお得な特典・サービスを受けることができます。ぜひ登録ください。

申請方法など詳しくは、QRコードへ。



問 熊本県子ども未来課(☎333-2225)

(こども政策課 ☎328-2156)



### 香りのチケットを守りましょう

柔軟剤や香水などの香りに過敏に反応し、頭痛や吐き気など体調不良を引き起こす方もいます。

人が集まる場所では、過剰な柔軟剤や香水を使用しないよう配慮し、周囲の人たちも快適に過ごせるようにしましょう。

(生活衛生課 ☎364-3187)

### ご存じですか?エシカル消費

エシカル消費とは、より良い社会のための、人や社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

私たちが買う商品の生産や加工、流通の過程で、地球温暖化等の環境問題や途上国の貧困・児童労働等の社会問題が起きています。普段の買い物が、社会的課題と深く関わっていることを理解することが大切です。

エコ商品やフェアトレード商品・伝統品を選ぶ、地産地消を心掛ける、食品ロス削減を意識するなどはすべてエシカル消費です。

商品やサービスを選ぶ際は、「安心・安全」「品質」「価格」だけでなく「エシカル消費」という基準も大切にしましょう。

(消費者センター ☎353-2500)



### さしよりすつたい ～橋磨きボランティア～

橋などのインフラメンテナンスの重要性を市民の皆さんと共にし、地域に住む方だけでなく、さまざまな方と連携し、課題解決に取り組んでいきたいと考えています。

市民の皆さんの「日常の気づき・清掃」がインフラメンテナンスにとても効果的なので、ぜひ参加ください！

### マイナンバーカードセンター(大劇会館)、 マイナンバーカード東区サテライト(サンピアン) の休業・開業日について(2月)

- ・2月22日(日)は、システムメンテナンスによる休業日です。
- ・その他の休業日は、市ホームページ「休業・開業日カレンダー」に掲載しています。

問い合わせ先 熊本市マイナンバーカードコールセンター(☎277-1869)



(戸籍住民課 ☎328-2067)

### 毎月確認！自転車の交通ルール

#### 【第9回】

(自転車横断帯がない)横断歩道を自転車で渡るとき、横断歩道に歩行者がいる場合は、徐行しなければならない。○か×か。

高校3年生までのこどもを対象とした「ヘルメット購入補助」を実施中。  
申請期間はあとわずか！



答え・解説は、20ページ

(地域交通支援課 ☎328-2259)